

(別表1)

事業継続力強化支援計画

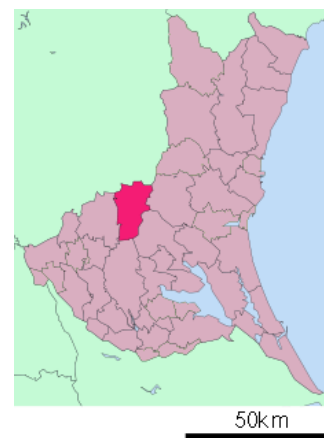
事業継続力強化支援事業の目標

I 桜川市の概要

(自然条件)

①位置の概要

桜川市は、首都圏から約 70km 圏内、茨城県の中西部に位置し、2005 年 10 月 1 日に西茨城郡岩瀬町、真壁郡真壁町、大和村が合併し誕生した。市の北は栃木県、東は笠間市・石岡市、西は筑西市、南はつくば市と隣接している。北の高峯・富谷山、東の雨引山・加波山・足尾山から南の筑波山に連なる山々に囲まれた平野部のほぼ中央を桜川が南下し、市の南北軸を形成する環境のもと、上野沼や大池、つくし湖等、多くの湖沼を有し、水資源の確保及び親水空間として活用されている。



②地形

桜川市の総面積は 180.06 k m²であり、市の北部地域では、北に高峯 (520m)、富谷山 (365m)、東に 200~300m級の山々が連なり周辺の山々から流れ出る河川流域に、地域の中央部から西部にかけて平野が広がっている。周辺の山々から流れ出る河川やため池等の豊かな水資源を有し、河川流域に広がる低地部には水田が多く拓けており、台地部が畑等の農地となっている。市の北東から流れる桜川は、この盆地を東西に横切り、市の中央部から南北に流れを変えている。市の中央部から南東部にかけては、雨引山 (409m)、加波山 (709m)、足尾山 (627m) 等の筑波山塊が連なっている。これらの山岳地帯は西側へ緩傾斜し、桜川流域の平坦部に到っており、山岳地帯からの大小の河川の豊富な水により、その流域は水田地帯となっている。桜川の西方地域は、低い洪積台地が段丘状になっており、標高 50m前後の低丘陵の形状をなしている。

③地質

桜川市の地質は、桜川東部の山岳において黒雲母花崗岩で形成され、桜川東部の土壌は、これらの風化による砂壤土である。丘陵地帯は洪積土、桜川沿岸低地帯は沖積土、桜川西部地帯は、洪積火山灰で形成され、土壌は黒ボク土壌である。低地には、沖積世の砂塵や粘土が堆積していて、液状化しやすい土壌地帯となっている。

(社会条件)

① 土地利用

桜川市の地目別土地利用状況は、山林が全体の 34.8%、次いで田が 17.1%、畑が 14.0%で農地が全体の 31.1%を占めている。また、本市域の宅地は 16.09k m²で、総面積の 8.9%の構成となっている。(https://www.city.sakuragawa.lg.jp/jgcms/admin30859/data/doc/1614666879_doc_24_2.pdf)

* 地目別面積の構成表

令和 2 年 1 月 1 日現在 (km²)

	総面積	田	畑	宅地	溜池	山林	原野	雑種地	その他
桜川市	180.06	30.82	25.13	16.09	1.36	62.75	1.07	9.78	33.06

※資料：令和 2 年度版 桜川市より

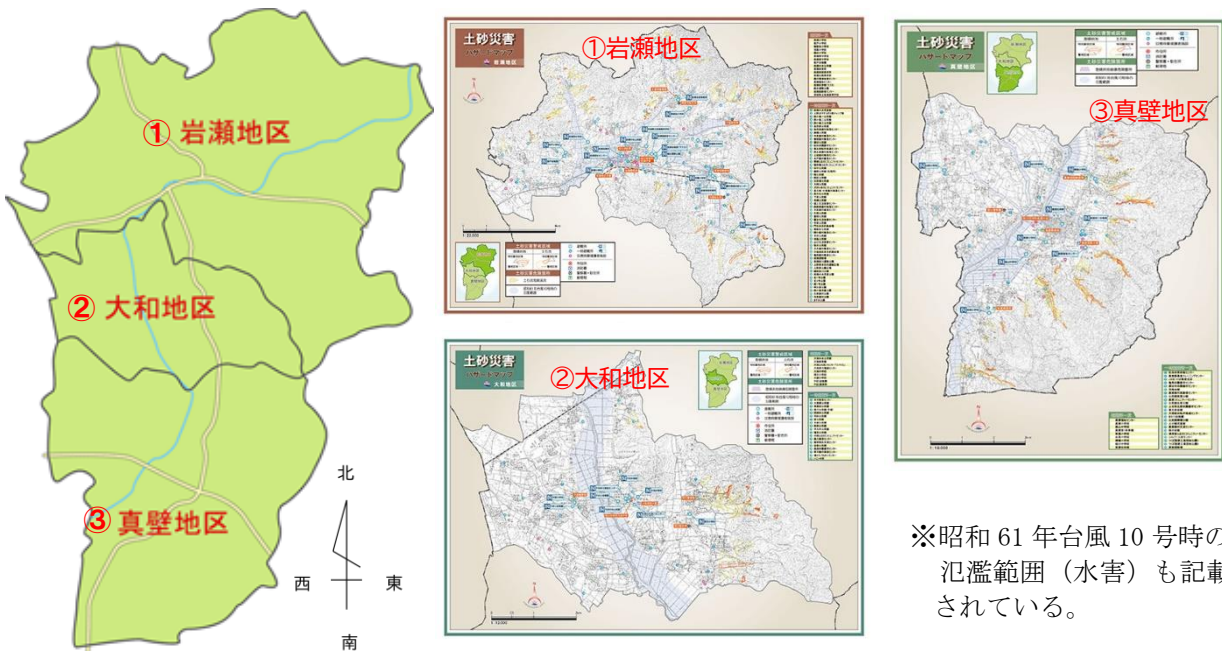
Ⅱ 現状

(1) 地域の災害リスク

①土砂災害：ハザードマップ

桜川市のハザードマップ(<https://www.city.sakuragawa.lg.jp/page/page000768.html>)によると、三方を山に囲まれた地形で多くの土砂災害危険箇所を有しているエリアとなっている。

<桜川市全域>



※資料：桜川市土砂災害ハザードマップより

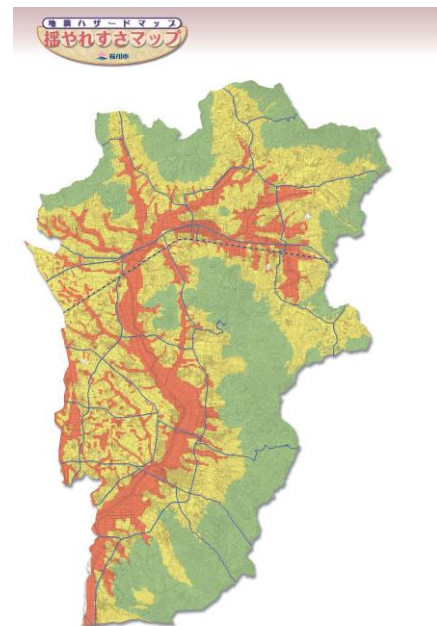
②地震：地域防災計画（地震災害対策計画編）

（桜川市地震ハザードマップ「揺れやすさマップ」）

桜川市直下で マグニチュード 6.9 の『直下型地震』が発生したと想定した場合の揺れやすさ（震度）を示している。

*桜川市「揺れやすさマップ」

(<https://www.city.sakuragawa.lg.jp/sp/page/page000771.html>)



※資料：桜川市地震ハザードマップより

③当市に被害をもたらす可能性のある地震

茨城県及びその周辺における過去の地震被害や断層の分布状況を踏まえ、県内の各地域の地震被害の分布状況を勘案して茨城県に大きな被害をもたらすおそれのある想定地震を設定した。

(<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/bousaikiki/bousai/documents/ijshinnkeikaku.pdf>)

<想定地震とその概要>

No	地震名	地震規模	想定 の 観 点	地震動評価法	参考モデル	桜川市の想定震度
1	茨城県南部の地震（茨城県南部）	Mw7.3	首都直下の M7クラスの茨城県南部地域に影響のある地震の被害	詳細法	内閣府（2013）	6弱
2	茨城・埼玉県境の地震（茨城・埼玉県境）	Mw7.3				6弱
3	F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震（F1断層）	Mw7.1	県北部の活断層による地震の被害		原子力規制委員会審査会合資料など	4
4	棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震（棚倉破砕帯）	Mw7.0				5弱
5	太平洋プレート内の地震（北部）（太平洋プレート（北部））	Mw7.5	プレート内で発生する地震の被害		地震調査委員会長期評価部会での議論	6弱
6	太平洋プレート内の地震（南部）（太平洋プレート（南部））	Mw7.5				6弱
7	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震（茨城県沖～房総半島沖）	Mw8.4	津波による被害	簡便法	茨城県（2012）	5強

注1：Mw は、モーメントマグニチュード

注2：地震名の下段にあるカッコ内の名称は略称

※資料：茨城県地域防災計画より

なお、想定地震の震源位置、規模等はいくまで想定であって、想定どおりの地震が発生するとは限らない。想定した地震以外にも、甚大な被害となる地震が県内またはその周辺で発生する可能性があるという認識をもつことが重要である。

④想定するシーン

被害想定は想定される被害が異なる3種類のシーン（季節・時刻）を設定して行った。

<想定するシーン>

季節・時刻	想定される被害の特徴
冬・深夜	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの方が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 ・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。
夏・昼 12 時	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は「冬・深夜」と比較して少ない。
冬・夕 18 時	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

※資料：桜川市地域防災計画より

⑤被害想定

当市において最大の被害が予測される想定地震とシーンは「茨城県南部の地震（茨城県南部）」、「冬・深夜」である。

○人的被害（死者・負傷者・重傷者（単位：人）（重傷者数は負傷者数の内数である））

	建物倒壊		土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
		うち屋内 収容物等				
死者	*	*	0	*	*	*
負傷者	19	17	0	*	*	19
重傷者	3	3	0	*	*	3

※表中「*」＝わずか 「0」＝被害なし

○建物被害（全壊・半壊棟数（単位：棟））

液状化		揺れ		土砂災害		火災	合計	
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
*	3	1	133	0	0	5	7	137

表中「」＝わずか 「0」＝被害なし

*なお、集計結果の切り上げ処理等により、表中の数量は合計が合わない場合がある。

※資料：桜川市地域防災計画より

⑥その他：地域防災計画（風水害等対策計画編）

当市は、春から秋にかけて雨の多い太平洋側の気候の特色を示し、梅雨や台風などによる大雨や強風が発生することもあるが、三方を山に囲まれた地形で、県西地区の鬼怒川流域の近隣市町村のように大きな水害に襲われることもなく、市内桜川流域の数か所の決壊により、床下浸水などの小規模被害が過去にある程度で、これまで特筆すべき風水害等の被災履歴はない。

⑦感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

感染症の場合、自然災害と違い全業種が即時事業停止に陥ることはなく、時間差で事業継続に影響がでてくる。飲食店の場合は、休業要請に伴う休業や時短営業による影響、また小売・サービス業を含めて外出自粛による消費力低下により売上が急減する。

製造業や建設業においては、海外工場の操業停止、部品・材料の納入遅延等サプライチェーンの混乱により、生産が減少し受注の停止や着工遅延やキャンセルなどの影響がでる。

（2）商工業者の現状

- ・商工業者数 2,060人（平成28年経済センサス活動調査）
- ・小規模事業者数 1,508人（平成28年経済センサス活動調査）

【商工業者数の業種別内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
建設業	290	288	地域内に広く分散
製造業	491	446	
卸・小売業	528	393	
飲食店・宿泊業	146	102	
サービス業	306	237	
その他	299	42	
合計	2,060	1,508	

※資料：平成28年経済センサス活動調査より

(3) これまでの取組

①当市の取組

- ・桜川市地域防災計画の策定
- ・桜川市地域防災計画の改定
- ・桜川市国土強靱化地域計画の策定
- ・防災行政無線による災害情報等の発信
- ・桜川市ハザードマップによる防災啓発活動
- ・防災アプリ「さくらがわ防災」の導入（スマートフォン専用アプリ）
- ・情報一斉メール配信の実施
 - ※「火災等情報」「不審者情報」「イベント情報」「その他の情報」を発信
- ・指定緊急避難場所、指定避難所等の設置
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・自主防災組織及び地区防災組織の結成促進
- ・桜川市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・桜川市新型コロナウイルス感染症業務継続計画の策定
 - ※桜川市業務継続にあたっての新型コロナウイルス感染症対応ガイドラインの策定
- ・桜川市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置
- ・新型コロナウイルスワクチン対策チームの設置
- ・感染防護用品等の備蓄
- ・新型コロナウイルス感染症に伴う事業者支援策（給付金等）の実施

②当会の取組

（自然災害）

- ・会員被災情報の収集
- ・当市と当会における災害時の取組として、「桜川市地域防災計画」に基づいた災害時における物資の調達及び供給に関する協定を締結予定。
- ・事業者 BCP（事業継続力強化計画を含む）（以下、「事業者 BCP」とする。）に関する国の施策周知
- ・事業継続力強化支援計画策定のための行政担当課との連携
- ・茨城県火災共済協同組合と連携した災害共済への加入促進

（感染症）

- ・資金調達や補助金申請、雇用調整助成金、持続化給付金、休業要請への対応など関連する施策の情報提供を行っている。臨時相談窓口として、期間を限定し夜間や休日での相談対応を行っている。
- ・イベント中止や来店客減少といった需要の急減により影響を受ける飲食店を中心とした売上回復等を目的としたクラウドファンディング事業を、当会青年部が主体となり実施した。
- ・市内の飲食店の新型コロナ対策の取組やサービス内容を掲載した「あきないかわら版」を発行した。

III 課題

（商工会の課題）

- ・BCP 計画 作成中のため計画に沿った緊急対応のトレーニング及び緊急対応の知識・行動を職員に周知・教育が十分に出来ていない。
- ・当会には、有事の際の防災経験および訓練自体の経験が少ない職員も在籍しており、今後はハザードマップの把握をはじめとする危機管理に関する情報収集、防災意識の高揚が急務である。
- ・感染症リスクを考慮するとテレワークや遠隔地とのやりとりにおけるオンライン会議システム等の仕組みづくりが必要である。
- ・職場における感染防止対策の周知と実施の徹底、確認が必要である。

- ・事業者に向けて、地域の災害リスクに関しての周知が不足している。
- ・当会の事業者に対する支援においても事業計画策定支援や販路開拓支援が中心になっており BCP に関する支援は少なく支援の比重も低いため、BCP のメリットや必要性について事業者に周知が進んでおらず、BCP の策定支援まで繋がっていない。

(管内事業者の課題)

- ・管内事業者の BCP あるいは事業継続力強化計画の策定件数が十分ではなく、啓発活動の強化が必要である。
- ・管内事業者には小規模事業者(特に家族のみで経営している事業者)が多く、BCP への関心が低く、BCP に取り組む意識も薄く優先順位も高くないため、防災・減災・復旧対策が不十分である。
- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一斉休業や営業停止に追い込まれるリスクがある。感染症リスクに対応した支援体制を構築する必要がある。

IV 目標

(自然災害・感染症共通)

- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
 - 事業継続力強化計画認定 3社/年(経営指導員1人あたり1件)
 - 各種共済・保険制度への加入推進(見直し含む) 6社/年(経営指導員1人あたり2件)
 (火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他)

(自然災害)

- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・自然災害に対しては、発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

(感染症)

- ・感染症に対しては、発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・国内外の発生状況に応じて、行政(国・県・市)や全国商工会連合会等からの情報を迅速に収集し、正しい知識と情報の提供に努める。
- ・当会館内の感染予防対策を行った上での来客者対応、オンライン会議システム等を活用した相談窓口体制など感染症リスクに機動的に対応できる体制の構築を図る。
- ・当会内に感染者が発生した場合についての対応や手続き(保健所や医療機関への報告や当会館の消毒や閉館の考え方)について、あらかじめ災害発生時対応マニュアルに盛り込む。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間・・・(令和4年4月1日～令和9年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

桜川市地域防災計画と本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・商工会報や桜川市広報、HP 等において、国の施策紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者 BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。策定支援にあたっては、下記の事業を行う。
 - 小規模事業者を対象とした BCP（事業継続力強化計画）策定セミナー 1回/年
 - 小規模事業者を対象とした個別支援（専門家派遣・相談会） 1回/年
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・ワクチン接種、PCR・抗体検査が行える病院等を事業者へ周知する。

②商工会自身の事業継続計画の策定

- ・今年度作成する。（令和3年10月に事業継続計画を策定。）

③関係団体等との連携

- ・損害保険会社等を通じ、市内事業者を対象に啓発セミナーや保険の紹介等を実施する。また、関係機関へのポスター掲示やリーフレット設置を依頼する。
- ・茨城県内の事業者向けに災害共済の普及を推進する茨城県火災共済協同組合と共同で本事業を実施する。当組合は地域毎に担当制を設け、市内を適宜巡回しているため、当地域の実情を把握している。また、地域事業者からの一定程度の認知があり、当支援計画を踏まえた上での災害共済の普及促進が可能である。共済などの重要性を認識することで、災害時に必要な復旧額が判明し、災害時の備えとなる計画策定に繋げる。さらに、経営指導員の巡回時も当組合が有する災害共済メニュー（主に火災共済、地震保険等）を紹介することで、より一層の災害共済の推進を図る。
- ・当会主催の BCP セミナーなどを共同で開催し、セミナー内で災害共済の内容の説明を行うことで、災害時の早急な復旧に向けた備えの重要性を説き連携を図る。
- ・当会は、当市との協定に基づき、被災者及び被災地域に対して、災害発生後スムーズな供給調達ができるよう、市に対して市内事業者について情報提供を行う。（対象事業者：飲料水生活用水の供

給・食料の調達・重機の調達・医薬品の輸送・医療の提供・建設土木工事や電気工事などの応急対策業務・燃料の提供・物資の輸送・災害活動用資材の提供・生活必需品の提供などを行う事業者)
 ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。

④フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況を確認する。
- ・事業者 BCP (事業継続力強化計画等) 策定支援の進捗につき、経営指導員が巡回窓口等で確認し随時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。
- ・(仮称) 桜川市事業継続力強化支援委員会(構成員: 当会、当市、専門家)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(震度6強の地震)が発生したと仮定し、当会と当市の連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

< 2. 発災後の対策 >

◆大規模自然災害

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
 (SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。)

②応急対策の方針決定

- ・当会と当市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
 (豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身のみがまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に当市・県連と情報共有する。

被害規模	被害の状況	想定する応急対策
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており確認できない。 	1 相談窓口の設置 2 被害調査 3 経営課題把握 4 復興支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 	1 相談窓口の設置 2 被害調査 3 経営課題把握
ほぼ被害はない	目立った被害の情報がない。	特に行わない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

③被害情報の共有

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヵ月	1週間に2回共有する
1ヵ月以降	1週間に1回共有する

◆感染症の世界的大流行（パンデミック）

感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

①管内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

②管内事業者の被害状況の確認等

- ・当市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

③被害情報の共有

- ・当市と当会は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

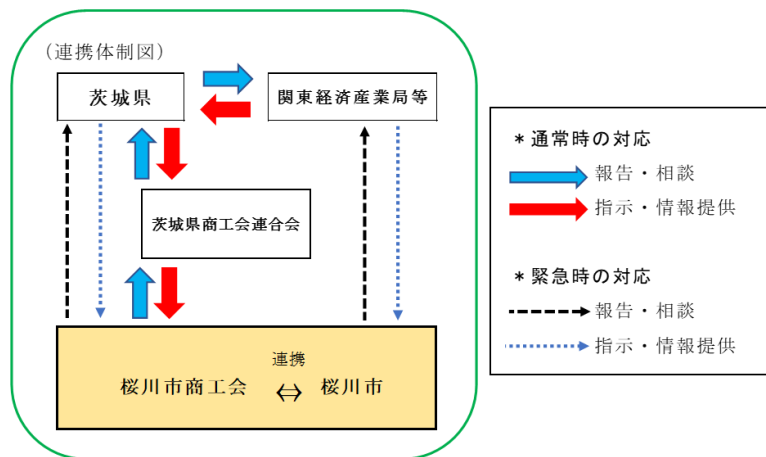
海外 発生期	1週間に1回共有する
国内 発生早期	1週間に1回共有する
国内 感染期	2日に1回共有する
国内 感染拡大期	1日に1回共有する

④被害情報の報告

- ・当市と当会とで情報を共有した上で、当市においては県が定める期日までに県へ報告する。また、当会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報を迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構成する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、茨城県の指定する方法にて当会又は当市より茨城県へ報告する。



(被害状況様式) 茨城県産業戦略部災害対応マニュアル様式

産業戦略部関係団体の被害状況

団体名称	
電話番号	
電話番号	

○関係団体の被害の概要

人的被害	物的被害	その他
※職員、従業員等の被害の概要を記載	※所有土地、建物、設備、商品等被害の概要を記載	※上記以外の被害の概要(例えば、自発的な被害が無くても、関連企業等が被害を受けたことにより、流通経路に障害が発生した場合など)

○被災中小企業者の被害状況詳細(同業経済産業局への報告を想定したもの)

No	所在地	被災中小企業者の概要					事業内容別の被害状況											
		被害形態	事業所名	業種	工場 or 倉庫	従業員数 (人) a	資本金 (千円)	土地		建物		機械設備		商品、原材料、仕掛品等		従業員数被害額 (千円) b	従業員数被害率 (千円) b/a	
例	●市	A	茨城産車(株)	金属加工	工場	5	20000	面積 (㎡)	被害額 (千円)	用途	面積 (㎡)	被害額 (千円)	価値 (千円)	被害額 (千円)	価値 (千円)	被害額 (千円)		

< 4. 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、本市と相談する。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や県、市等の施策)について、地区内の小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・茨城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を茨城県等に相談する。

※その他、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する

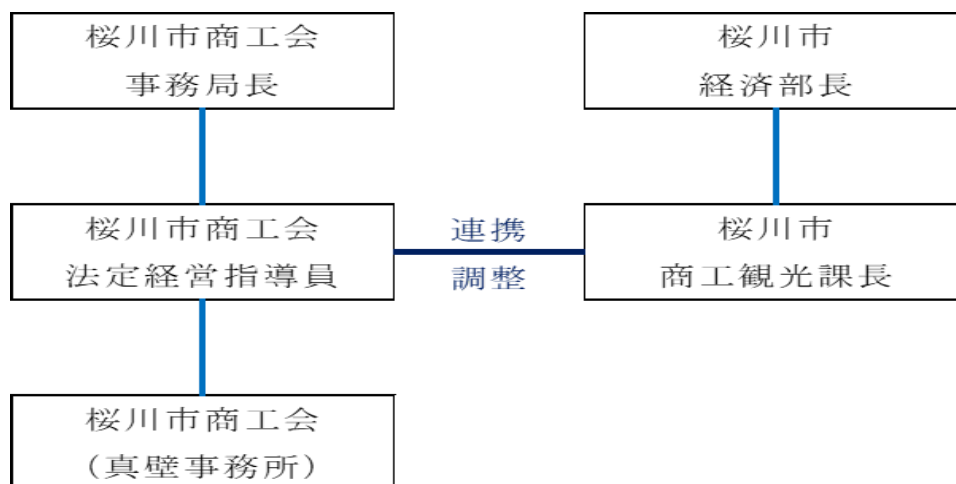
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年10月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

- ・経営指導員 萩原 道彦 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

- ・桜川市商工会
〒309-1214 茨城県桜川市東桜川1-21-1
TEL: 0296-76-1800 / FAX: 0296-75-0498
E-mail: info@sakuragawa.or.jp

②関係市町村

- ・桜川市 経済部 商工観光課
〒300-4495 茨城県桜川市真壁町飯塚911
TEL: 0296-55-1159 / FAX: 0296-54-0417
E-mail: syoukou_s@city.sakuragawa.lg.jp

※ その他、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ・チラシ作成費	100	100	100	100	100
・ 防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、桜川市補助金、茨城県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携者なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等